

甲第47号証

東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会の書面開催の結果について (令和3年3月18日開催)

1 委員

◎猪口 正孝 東京都医師会 副会長
太田 智之 みづほ総合研究所 調査本部 首席エコノミスト・本部長代理
大曲 貴夫 国立国際医療研究センター 国際感染症センター長
紙子 陽子 紙子法律事務所 弁護士
濱田 篤郎 東京医科大学病院 渡航者医療センター教授
(◎は会長)

2 議事

「段階的緩和期間における東京都の対応（案）」について

3 審議会の意見等

「段階的緩和期間における東京都の対応（案）」については適当である。

（猪口会長）

新規陽性者数の7日間平均は、3月17日時点で約293人と増加に転じており、増加比は前週の約96%から約112%に上昇した。緊急事態宣言後、新規陽性者数は減少し続けていたが、増加比は2月半ばより上昇し始め、下げ止まりとなっていた。さらに3月11日からは、増加比は100%を超える段階では拡大傾向にある。この感染拡大傾向に転じた要因は、感染力の高い変異株の影響はまだ少なく、人心の緩みによる人流の上昇と思われる。確かに新規陽性者数は減少しており、入院患者数も3月17日時点で1,270人と減少しているが、今後、感染力の高い変異株の流行拡大が懸念される状況において、緊急事態宣言が解除されれば、ほぼ確実に流行は拡大し、医療提供体制もすぐに逼迫すると推測できる。何らかの行政的施策がなされない場合には、また大きな感染拡大状況になる危険性が高く、特措法に基づいて3月31日まで要請がなされることは適だと考える。

また、イベント制限の期日は国に合わせることも適と考える。

（太田委員）

段階的緩和期間における外出自粛や営業時間短縮要請等に対応については適当と考える。

都民ならびに都事業者の多大なる協力によって、新規感染数は大幅に減少し、医療体制のひっ迫状況は大きく改善した。公衆衛生の最前線である保健所機能もほぼ

正常化しつつある状況である。

一方で、新規陽性者数は足元で増加傾向に転じているほか、感染力が強いとされる変異型ウイルスが広がりをみせており、予断は許さない。その点において、緊急事態宣言が解除された後も、人流を抑制する措置は不可欠と考える。

段階的緩和期間では、飲食店・遊興施設等の営業時間短縮要請は1時間緩和されるが、会食時には引き続き「5つの小（小人数・小一時間・小声・小皿・小まめ）」を意識した感染防止策の徹底を促すことが重要となろう。

その他、既存の感染防止策についても、実効性を高める取組を継続的に実施していく必要がある。

(大曲委員)

今回諮問された都の方針に賛成する。

緊急事態宣言は、やはり社会的には大きな影響を持つと考える。事業者の活動は緊急事態宣言下では、様々な面で自粛がなされるし、こうした社会の影響を市民個人は感じ取って、個人レベルでの感染防止対策を遂行する。宣言解除によって、社会レベル・市民レベルでの対策の緩みが出ることを懸念している。都においては、呈示された対策を遂行するとともに、この難局を乗り切るために都民に対して積極的なリスクコミュニケーションを続けて頂くことを希望する。

(紙子委員)

国が緊急事態宣言を解除することに伴い、特措法45条の措置は終了となるが、直ちに時短営業要請や外出自粛要請を終了せず、諮問のような内容の「段階的緩和」とすることは適切であると考える。

現在、東京都の感染状況は下げ止まりから増加傾向を見せ始めており、変異株が隆盛して、感染再拡大の傾向が今後明確化する可能性もある。感染状況が悪化すると、医療提供体制も遅れて逼迫してくることが十分に考えられる。

他方、1年でウイルスに対する知見も深まり、都民事業者はそれぞれの重症化リスクに応じたその人なりにできる限りの感染防止策を取り続けて、かなり頑張って日常生活を送っていると思われる。本来活発な若い年代や、社会生活を支える就労年代の活動を、全面的に抑制しては、経済も冷え込み、倒産や失業、追い詰められてのDVや経済的理由による自殺等も増えてしまう。長期間努力を続けるには、途中で息をつくことも必要であるから、今回の緩和は、都民事業者にとって必要な施策とは思われる。

今後も、社会活動の活発な年代から高齢者施設等への感染拡大を防ぐため、繁華街の飲食店や重症化リスクの高い高齢者施設等の職場での集中的PCR検査(社会的検査)を実施していくことが必要であると考える。

(濱田委員)

「段階的緩和期間における都の対応」について妥当と判断する。

第3波の流行に伴い、1月初旬より東京都では緊急事態宣言が発出されており、3月21日に解除される。しかしながら、都内の新規の感染者数は3月中旬より増加傾向にあるとともに、今後は感染力の強い変異株の流行も懸念されている。このため、緊急事態宣言解除後も引き続き都内の飲食店などへの時短営業要請や、都民への外出自粛などを呼び掛けていく必要がある。こうした措置を実施するのにあたり、「段階的緩和期間における都の対応」は妥当であると考える。

今回の対応は3月中のものであるが、4月以降の対応は、その時点での流行状況を勘案しながら検討すべきである。